

被扶養者現況調査に関するQ & A 【平成 26 年度版】

<添付書類編>

- Q12. 調査表の他に証明書類の提出は必要ですか。
- Q13. 調査表の添付書類について、前年度から変更した点を教えてください。
- Q14. 添付書類が提出期限に間に合いませんがどうしたらよいですか。
- Q15. 所得証明書（非課税証明書）または市（町村）民税、県民税課税証明書とはどのような書類ですか。
- Q16. 所得（非課税）証明書または、市（町村）民税、県民税課税証明書はどこで発行しているのですか。
- Q17. なぜ所得証明書または、市（町村）民税、県民税課税証明書の提出が必要ですか。
- Q18. 無収入の場合、所得証明書の提出はどうすればよいのですか。
- Q19. 今回の調査では「何年度」の所得（非課税）証明書または、市（町村）民税、県民税課税証明書を提出するのですか。
- Q20. 前年は給与収入のみですが、源泉徴収票の他に所得証明書の添付も必要ですか。
- Q21. 自営業をしていますが添付書類は何が必要ですか。
- Q22. 請負（訪問販売、塾、等）で仕事をしていますが添付書類は何が必要ですか。
- Q23. 住民票謄本（世帯全員）はどこで発行しているのですか。
- Q24. 所得証明書または、市（町村）民税、県民税課税証明書や住民票発行の手数料は健康保険組合が負担してくれるのですか。
- Q25. 母が年金振込通知書を無くしてしまいました。どうすればよいのですか。
- Q26. 父が最近亡くなったため、母の遺族年金の振込通知書または改定通知書がありません。何を提出すべきですか。
- Q27. 妻が失業保険の基本手当を受給していましたが添付書類は何が必要ですか。

<添付書類編>

Q12. 調査表の他に証明書類の提出は必要ですか。

A12. 健康保険法施行規則第50条3項、被保険者は「被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは遅滞なくこれを事業主に提出しなければならない」に基づき、被保険者には扶養家族が認定基準に合致していることを証明する義務があります。

Q13. 調査表の添付書類について、前年度から変更した点を教えてください。

A13. ①障害認定を受けている家族の「障害（療育）手帳のコピー」の添付を不要といたしました。調査表の「学校・学年」欄に障害の等級を記入ください。

【記入例 ケース10】

ただし、前年と等級が異なる場合や、新しく障害認定を受けた場合については手帳コピーの提出をお願いいたします。

②実父母を扶養しているケースの「住民票謄本（世帯全員）」の添付を不要といたしました。

ただし、義父母を扶養しているケースでは、従来通り「住民票」が必要です。

Q14. 添付書類が提出期限に間に合いませんがどうしたらよいですか。

A14. 調査表の備考欄に下記のとおり記入の上、手元にある分を添付して期限までに提出してください。

例「長女〇〇の書類〇〇〇は〇月〇日※までに提出いたします」

※10月末日までの日を記入してください

Q15. 所得（非課税）証明書または、市（町村）民税、県民税課税証明書とはどのような書類ですか。

A15. 前年所得額を証明する書類です。対象者の前年収入額と課税所得額が記載されています。

検認対象者に市民税、県民税が課税されていない場合は「非課税証明書」になることもあります。

Q16. 所得（非課税）証明書または、市（町村）民税、県民税課税証明書はどこで発行しているのですか。

A16. 平成26年1月1日現在の住所管轄の市区町村役所で発行されます。

そのほか、総合行政センターや地区センター、総合支所などでも交付業務を行っています。

<代表例>

富山市内の方…とやま市民交流館（市民サービスコーナー）

金沢市内の方…市民センター

福井市内の方…総合支所・連絡所・サービスセンター

なお、申請には身分証明書（運転免許証等）や認印が必要ですので持参ください。

Q17. なぜ所得証明書または、市(町村)民税、県民税課税証明書の提出が必要ですか。

A17 被扶養者の認定は、向こう1年間の収入見込みにより認定していますが、被扶養者認定後における収入等の変化に伴い、被扶養者資格要件に合致しているか現況を確認するために必要です。

Q18. 無収入の場合、所得証明書の提出はどうすればよいのですか。

A18. 「非課税証明書(所得証明書)」を提出してください。

Q19. 今回の調査では「何年度」の所得(非課税)証明書または、市(町村)民税、県民税課税証明書を提出するのですか。

A19. 平成26年度です。内容は前年(平成25年1月～12月分)の所得額です。

Q20. 前年は給与収入のみですが、源泉徴収票の他に所得証明書の添付も必要ですか。

A20. 収入が給与収入のみであれば、所得証明書の添付は不要です。
「源泉徴収票 写し」のみ添付してください。
源泉徴収票を失くした場合は所得証明書または、市(町村)民税、県民税課税証明書を提出してください

Q21. 自営業をしていますが添付書類は何が必要ですか。

A21. ①前年の確定申告書写し
②所得証明書または、市(町村)民税、県民税課税証明書 を提出してください

Q22. 請負(訪問販売、塾、等)で仕事をしていますが添付書類は何が必要ですか。

A22. ①前年の確定申告書写し
②所得証明書または、市(町村)民税、県民税課税証明書 を提出してください
(他、委託先から振込みがされていることが確認できる通帳の写し、等)

Q23. 住民票謄本（世帯全員）はどこで発行しているのですか。

A23. 住所管轄の市区町村役所で発行されます。
「世帯主との続柄」を省略せずに発行ください。
なお、申請には身分証明やみとめ印が必要なので持参ください。

Q24. 所得証明書または、市(町村)民税、県民税課税証明書や住民票発行の手数料は健康保険組合が負担してくれるのですか。

A24. 被保険者で負担をお願いします。
なお、手数料は市区町村毎に異なりますのでご注意ください（100円～300円程度）

Q25. 母が年金振込通知書を無くしてしまいましたが、どうすればよいのですか。

A25. 最寄りの年金事務所、年金センターで再発行依頼をしてください。基礎年金番号がわかる書類と本人確認ができる書類を持参ください。 [日本年金機構HP](#)
また、交付依頼は電話でも可能です。基礎年金番号が分かるものをご用意ください
<ねんきんダイヤル> 0570-05-1165

Q26. 父が最近亡くなったため、母の遺族年金の振込通知書または改定通知書がありません。何を提出すべきですか。

A26. 通知書が届いていない場合は、年金手帳と身分証明書を持参のうえ、最寄の年金事務所、年金センターで「年金見込額照会回答票」を発行してもらってください。

Q27. 妻が失業保険の基本手当を受給していましたが添付書類は何が必要ですか。

A27. 「雇用保険受給資格者証 写し」を提出ください。 【記入例 ケース1】